

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月29日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第15号

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例（平成20年墨田区条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する児童デイサービス」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項に規定する児童発達支援及び法第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービス（生活能力の向上のために必要な訓練に係るものに限る。）」に改める。

第7条第1項第1号中「第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証（法第5条第8項に規定する児童デイサービスに係るものに限る。）」を「第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証で規則で定めるもの」に改め、同項第2号中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」を「法」に改める。

第8条第3項中「児童福祉法」を「法」に改める。

第9条第1項中「第29条第3項第1号」を「第21条の5の3第2項第1号」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。